平成30年 第1回定例会

湖周行政事務組合議会会議録

平成30年3月29日 開 会 平成30年3月29日 閉 会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日	次	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1	Lβ	3月29日	木	午後 3:00	○本 会 議
					・開会
					・会議録署名議員の指名
					・会期の決定
					・組合長挨拶
					・議案上程、説明、質疑後即決
					・閉会

平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

第1号(3月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○組合長挨拶1	8
○閉会の宣告1	19
○署名議員 2	2.0

平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年3月29日(木)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 平成29年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一 部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号 平成30年度湖周行政事務組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(10名)

武井富美男議員 1番

井 上 3番 登 議員

5番 渡辺雅浩議員

7番 林 元 夫 議員

9番 金子喜彦議員 2番 今 井 義 信 議員

近藤一美議員 4番

6番 浜 幸平議員

8番 青 木 利 子 議員

12番 藤森スマエ議員

欠席議員(2名)

副

市

市民環境課長

長

10番 山 田 一 治 議員

11番 中村 奎司 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長今井竜五君 副組合長 金子ゆかり 君

副組合長 副組合長 青 木 悟 君 小 口 明 則 君

訪 下諏訪町 諏 市 平 林 隆 夫 君 山田英明 君

副

町

長

事務局長 伊藤祐臣 君 会計管理者 中原淳一 君

谷 査 委 員 松下正樹 君 瀬邦彦 君 百 市民環境部長 事務局長

谷 市 諏 訪 市 民 部 長 市民環境部 小河原義友 君 花 岡 光 昭 君

訪 諏 市 下 諏 訪 町 市 民 樫尾政行 增澤和義 君 住民環境課長 生活環境課長

総務建設課長 総務建設課 小 平 茂 徳 君 蟹江利成 君 計 画 係 長

議会事務局職員出席者

長 武 井 千 尋 次 長 伊藤 恵

総括主幹小松隆広 主 幹 小 口 明 彦

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長(武井富美男議員) これより平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(武井富美男議員) 直ちに本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(武井富美男議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、7番 林 元夫議員、12番 藤森スマエ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(武井富美男議員) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長(武井富美男議員) 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。 組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長(今井竜五君) 平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年度補正予算案、条例改正案、平成30年度予算案を提案申し上げるものでございます。最終処分場整備につきましては、前回の平成30年1月の全員協議会で、平成29年度内での事前調査はせず、平成30年度に先送りをする報告をさせていただきました。今回、上程いたしました平成29年度補正予算案は、最終処分場整備費にかかわる事前調査費用等について減額するものであります。

条例改正といたしましては、2点の改正を上程させていただきました。1点目は下諏訪町の事業系一般廃棄物の手数料単価の変化に伴う湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。また2点目は、国の個人情報保護に関する法改正に伴いまして、湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を上程いたしました。

平成30年度当初予算につきましては、総額7億6,434万6,000円を計上いたしました。歳入は国からの循環型社会形成推進交付金、関係市町からの負担金、売電収入の諸収入、組合債、直接持ち込み手数料が主なものとなります。循環型社会形成推進交付金は、対象事業費の3分の1相当額を計上しております。

歳出は、議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成をしております。

総務費につきましては、事務局職員の人件費と組合の運営に必要な経費として、総額7,576万3,000円を計上しております。

衛生費につきましては、中間処理施設関連といたしまして環境影響評価事後調査、施設の 運営費、中間処理施設から発生する焼却灰の委託処理費等、また最終処分場施設整備関連と いたしまして事前調査費用等、総額6億1,181万6,000円を計上しております。

公債費につきましては、組合債に係る起債の償還金5,495万円、岡谷市清掃工場解体工事分に係る起債の償還金1,568万3,000円、総額7,063万3,000円を計上しております。

以上が平成30年度予算の大要でありますが、本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予

算でございますので、29年度補正予算とあわせ、御審議、御議決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(武井富美男議員) 日程第4 議案第1号 平成29年度湖周行政事務組合会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長(伊藤祐臣君) 説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、議案の字句の訂正をお願いいたしたいと思います。議案第1号 平成29年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)の11ページをごらんください。右上でございます。土地調査、三角1,300万円とありますが、土質調査、三角1,300万円に訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

それでは、議案第1号 平成29年度 湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

今回の補正内容ですが、平成29年3月23日に御議決いただきました平成29年度当初 予算のうち、最終処分場整備に伴う事前調査業務予算について、平成29年度内での業務執 行は行わず平成30年度へ先送りとし、その調査費用を減額するものであります。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。初めに10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書の3歳出から説明いたします。

3款衛生費1項2目最終処分場施設整備費13節委託料、17節公有財産購入費において、 最終処分場整備費の各種事前調査費用等として1億9,804万9,000円を計上してお りましたが、1億9,674万9,000円について減額するものであります。

8ページ、9ページへお戻りください。2歳入について説明いたします。第1款分担金及び負担金1項1目負担金1節関係市町負担金のうち、建設費負担金1億6,826万8,000円を減額するものであります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金2,648万

1,000円を全額減額するものであります。

第5款組合債1項1目衛生債1節一般廃棄物処理事業債200万円を全額減額するものであります。

4ページへお戻りください。第2表地方債の補正でありますが、平成29年度に業務実施をしないため、一般廃棄物処理事業債を廃止するものであります。

1ページへお戻りください。平成29年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)。第 1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,674万9,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,796万円といたすものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(武井富美男議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決 されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(武井富美男議員) 日程第5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置 管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長(伊藤祐臣君) 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等 に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、裏面にありますように、下諏訪町の事業系一般廃棄物の手数 料単価を変更するため改正いたしたいものであります。

改正内容でありますが、条例第8条において、諏訪湖周クリーンセンターへのごみ持ち込み手数料について、「別表に定める手数料を徴収する」と規定しておりますが、下諏訪町の事業系一般廃棄物の手数料について、10キログラム当たり200円を150円に変更するため、別表の改正を行うものであります。

附則は、この条例の施行期日を、平成30年4月1日からとするものであります。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お 願い申し上げます。

○議長(武井富美男議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武井富美男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決 されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(武井富美男議員) 日程第6 議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周 行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長(伊藤祐臣君) それでは、議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び 湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由につきましては、裏面にありますように、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の公布、施行に伴い、改正いたしたいものであります。

初めに改正の概要でありますが、今回の条例改正は国の法改正に伴う改正であります。ただいま改正理由で申し上げました二つの法律の公布、施行に伴い、DNA情報など個人の体の特徴の一部を変換した符号やパスポート番号など、個人に発行されるカード等に記載された番号が個人識別符号として個人情報に含まれることが明確化されたとともに、人種、病歴、犯罪歴などの差別、偏見を招いたり、特にその扱いに配慮を要する個人情報が要配慮個人情報として定義されたため、これに準じて、条例の規定を整備するものであります。

それでは、条例改正の内容について逐条により説明申し上げます。

一部改正第1条は、湖周行政事務組合情報公開条例の一部改正であります。

情報公開条例第8条は、不開示情報について規定したものであり、情報に関する定義を明確化するため、規定の整備を行うものであります。

情報公開条例第23条は、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置等について規定したもので、審査会が担当する任務について、規定を整備するものであります。

情報公開条例第27条は、審査会の調査権限について規定したもので、規定の整備を行うものであります。

一部改正第2条につきましては、湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部改正であります。

個人情報保護条例第2条は、用語の定義について規定したもので、法律の改正により、個人識別符号の規定の新設、要配慮個人情報の規定の整備など、個人情報に関する定義の明確 化が行われたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものであります。

個人情報保護条例第4条は、事業者の責務について規定したもので、個人情報保護条例第

2条の改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

個人情報保護条例第7条は、個人情報の収集の制限について規定したもので、要配慮個人情報に関する規定の整備を行うものであります。

最後に附則でありますが、附則は、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとする ものであります。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お 願い申し上げます。

○議長(武井富美男議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決 されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(武井富美男議員) 日程第7 議案第4号 平成30年度湖周行政事務組合会計予算 を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長(伊藤祐臣君) それでは、議案第4号 平成30年度湖周行政事務組合会計 予算につきまして説明いたします。お手元の予算書の12ページ、13ページをお開きくださ 11

3歳出から主な内容について事項別明細書により説明いたします。第1款議会費1項1目議会費は、議会運営に要する経費として113万4,000円の計上で、前年度比1万1,000円の減であります。9節旅費25万1,000円と14節使用料及び賃借料7万円につきましては、先進施設視察のための旅費及びバス借り上げ料並びに有料道路通行料であります。

第2款総務費1項1目一般管理費は、組合事務局運営に要する経費として7,576万3,000円の計上であり、前年度比1,608万7,000円の減であります。2節給料から4節共済費までの合わせて6,555万3,000円は、職員8名分の人件費であります。9節旅費53万5,000円は、最終処分場整備事業への理解を深めるため、建設立地の地元住民や周辺地域住民を対象に先進施設の視察経費を計上いたしました。

以下、総務費関連に計上しました経費につきましては、使用目的を精査し、目的に応じた 事業経費を予算計上いたしました。

11節需用費245万6,000円は、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費等でございます。14節使用料及び賃借料203万2,000円は、有料道路通行料、公用車両リース料、財務会計システム使用料、ホームページサーバー使用料であります。

12ページ下段から15ページをごらんいただきたいと思います。第3款衛生費1項1目中間処理施設整備費は、前年度比395万9,000円の減であります。13節委託料1,404万円は環境影響調査事後評価の委託料であります。15節工事請負費378万円は中間処理施設建設工事請負費であり、運営資材等の保管等のための車庫棟整備工事であります。

1項2目最終処分場施設整備費は、29年度予算で減額した事前調査費に加えて、用地細部測量や土質調査、また、説明会の中で要望のありました地下水・用水等に対する実態を把握するための調査費用となります。その他、測量結果をもとに計画地の敷地造成計画を立案する業務、さらに事業用地の買収費用も計上をしております。

1項3目中間処理施設運営費は、諏訪湖周クリーンセンターの運営委託及びDBO事業の 運営モニタリング支援委託に要する経費3億852万2,000円の計上でございます。前 年度比988万3,000円の増であります。これは諏訪湖周クリーンセンターの運営費の 物価上昇分を考慮したためであります。

1項4目残渣処理費は、焼却灰の民間委託費用と委託先との灰処分協議に要する経費1億

1,526万2,000円の計上であります。昨年度比696万8,000円の減であります。これは諏訪湖周クリーンセンターの運営が1年4カ月を経過し、その実績をもとに精査した上での経費計上であります。

第4款公債費1項1目元金6,137万5,000円は、組合債及び旧岡谷市清掃工場解体工事分に係る起債の元金償還に係る費用、1項2目利子925万8,000円は、諏訪湖周クリーンセンター建設に係る組合債利子及び旧岡谷市清掃工場解体工事に係る起債利子の償還に係る費用を計上しております。

第5款予備費1項1目予備費は500万円でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

10ページ、11ページへお戻りください。2歳入について事項別明細書により説明いたします。第1款分担金及び負担金1項1目負担金4億9,448万6,000円は、関係市町からの負担金であり、前年度比4,329万9,000円の減であります。負担金は、それを財源とする事業の内容によりまして、事務費負担金、建設費負担金、共同事業費負担金、基金、公債費負担金に分かれております。なお、運営費負担金は、中間処理施設運営費、残渣処理費から諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料と売電収入を差し引いた額となります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金は、ごみ処理施設の整備に関する事業費に対する国からの循環型社会形成推進交付金5,283万8,000円であり、前年度比2,635万7,000円の増であります。交付金事業として対象となる事業の2分の1もしくは3分の1の額を計上しております。

第3款諸収入1項1目雑入は9,036万円の計上であり、前年度に比べ2,435万円の増であります。主なものは、諏訪湖周クリーンセンターの熱回収に伴う余剰電力の売電収入9,035万円であります。

第4款組合債1項1目衛生債200万円は、最終処分場整備に係る測量調査委託費の一部 として起債充当が認められる一般廃棄物処理事業債であります。

第5款使用料及び手数料1項1目使用料及び手数料は1億2,466万1,000円の計上であり、前年度に比べ777万2,000円の減であります。諏訪湖周クリーンセンターへの、ごみの直接持ち込み手数料であります。

以上が歳入の事項別明細書の説明となります。

予算書の16ページから20ページまでは給与費明細書、また21ページは債務負担行為

に関する調書、22ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式により お示ししておりますので、説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。平成30年度湖周行政事務組合会計予算、第1条第1項は、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,434万6,000円と定めるものであり ます。第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明いたしました事項別明細書を総括したも のであります。

第2条は債務負担行為であります。4ページの第2表をごらんください。環境影響評価事業に要する経費と最終処分場整備事業に要する経費が31年度にまたがるため、債務負担を設定するものであります。

第3条は地方債であります。5ページの第3表にお示ししてありますとおり、起債の限度 額等を設定するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(武井富美男議員) これより歳入歳出を一括で質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浜 幸平議員。

- ○6番(浜 幸平議員) 6番、浜 幸平です。2点ほどお尋ねをしたいと思いますが、まず 12、13ページの3款衛生費2目の最終処分場施設整備費についてでありますけれども、 先ほど1億9,800万円ということで減額のものがありました。今回、再度、新年度予算 に組み入れられた額は1億7,000万円ほどで、約2,000万円ほど金額が少なくなっております。この施設整備費の項目を見ていきますと、変わらない項目もありますが、減額 になっている項目があります。このあたりの経緯の説明をお願いしたいのが1点であります。それから、もう1点ですけれども、解決の方策を探すという視点で申し上げますけれども、 辰野の町議会が山形村の先進地の施設の視察を行ったというふうに聞いております。もし辰 野町の関係者の方々が、そういった先進地の視察が可能になった場合、交通費等の何か費用 はどこかに盛られているか、そのあたりをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- ○組合事務局長(伊藤祐臣君) 2点の質問をいただきました。まず1点目の質問についてお答えをさせていただきます。29年度予算において減額した分についての金額的な30年度との差異でございますが、2カ年にわたる事業費の考え方、昨年においては29年度完結事

業を多く捉えておりました。今回、30年度からの当初からの事業着手というところにおいては少し慎重な考えを持つ中で、30年度、31年度、2カ年における事業費配分というふうに考えていただきまして、債務負担の設定額と合わせて金額的な大差はございません。一部、土地の購入費等については現状の土地単価等を考慮する中で、昨年度と若干差異はございますが、委託費用等についての分については当初予算、それから31年の債務負担の額、合わせて29年度の分との整合は図られております。これが1点目でございます。

2点目。最終処分場先進施設等の視察でございます。 9節旅費におきまして、まさしく御 意見いただきましたとおり、先進施設の視察旅費の予算を計上しております。ぜひ先進施設 について視察をいただけるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(武井富美男議員) 浜 幸平議員。
- ○6番(浜 幸平議員) ありがとうございました。施設の整備費のほうで、基本計画費等が、 4,498万円が3,326万ですか、それから生活環境影響調査、これが4,195万だ と思いますが、それが3,000万ちょっとという形で減額になっておりますけれども、そ れらについても30年度、31年度という考え方で、基本的なスタンスは変わらないが、現 実的な数字にしたという、そういう理解でおりますけれども、それでよろしいですか。
- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- ○組合事務局長(伊藤祐臣君) 今、御意見いただきましたとおり、基本計画、それから環境 影響調査、これにつきましては、30、31年の配分の部分のみを精査させていただいたと いうことで、基本的な額、内容等についての変更はございません。以上でございます。
- 〇議長(武井富美男議員) 浜 幸平議員。
- ○6番(浜 幸平議員) それから、もう1点の旅費の関係ですが、9節に盛られているということで了解いたしました。以上で結構です。
- ○議長(武井富美男議員) そのほかに質疑ありませんか。
 藤森スマエ議員。
- ○12番(藤森スマエ議員) 12番、藤森です。先ほど全協の中で、最終処分場整備に伴う経過というのが説明がありました。この予算書の中の衛生費、清掃費の最終処分場施設整備費との関連での質問になりますけれども、辰野町の新しい町長が、町長になってから白紙撤回をするのがより強い気持ちになったという報告と、その後に、解決のためのあらゆる努力をしていきたいという二つの点での報告がされたわけですが、白紙撤回する気持ちが強いのと、町長のほうからあらゆる努力をしていきたいという部分で、私たちの考え、議員として

の受けとめ方は少しの手がかりというか前進があったと湖周の組合としては受けとめられる のか。その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- ○組合事務局長(伊藤祐臣君) 組合といたしましては、前進をしているというふうには受け とめておりません。しかしながら、辰野新町長の議会等での答弁にありましたが、膠着状態 ということに対して危惧をしている、何か努力をしていきたいという意見をいただいている ということでございます。
- ○議長(武井富美男議員) よろしいですか。そのほかに質疑はありませんか。 渡辺雅浩議員。
- ○5番(渡辺雅浩議員) 5番、渡辺雅浩です。今回、最終処分場施設整備費、また今年度も 予算計上して、平成30年度から着手できるようにということで計上されたわけですが、実際、予算が計上されて議決されれば、それを執行していくというふうになっていくと。たしか1年前にも、議決されれば首長あるいは理事者はそれを執行していかなきゃいけない責任がある中で、組合としても強い意思表示を示さなきゃいけないと、予算を計上しなきゃいけないということで御答弁あったかと思うんですけれども、二つお伺いしたいのは、何をもって執行のゴーサインといいますか、というふうに考えているのかということと、前年度減額、実際補正を、先ほど議決した減額した中で、これは手続上の問題なんですけれども、予算を組んで結局減額した。来年度どういうような見通しで執行ができるのか。何といいますか、見通しといいますか、予算を組んだはいいけれども、なかなか執行できないというふうなこともあるのかなというふうに思うんですが、見通しという点でお聞かせいただければと思います。
- ○議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- ○組合事務局長(伊藤祐臣君) 現段階において具体的な時期、具体策等についてのことはございません。今まで同様、丁寧な説明、対話、そういったものを重ねる中で信頼関係を築き、ぜひ調査には入っていきたいという基本スタンスに変わりはございません。

見通し云々については、2年継続的な先送り当初予算への計上になりますが、やはり拙速な行動ができないというようなことで、難しい廃棄物事業、こういったものにはより慎重な対応をしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(武井富美男議員) 渡辺雅浩議員。
- ○5番(渡辺雅浩議員) 私たちも、かねてから自前の最終処分場をつくるということと、も

う半分は民間委託ということは、それについては異論もありませんということは、かねてから強調していることですけれども、やはり周辺自治体に対して一定程度の影響がある中で、その辺の今後どういうような理解を得ていくかということで、組合いろいろ来年度以降、動きあるかと思うんですが、その点、新年度以降どのような動きをしていくのか最後お聞かせいただければと思います。

- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- **○組合事務局長(伊藤祐臣君)** やはり大きくは2点です。どうしても安全・安心に伴うところの確たる我々としてのバックデータとしては、調査をした上で、ぜひ安全云々についての説明をしていきたい。これが1点でございます。

2点目については、先ほど議員からも意見ありましたとおり、先進施設ですね、これを やっぱり見ていただきたい。こういったところに行動を起こしていただけるのであれば、そ ういったところから前に進んでいければというふうに考えております。

- ○議長(武井富美男議員) そのほかに質疑はありませんか。 井上 登議員。
- ○3番(井上 登議員) 最終処分場についてですけれども、予算書の15ページの土地の購入費の関係ですけれども、上段のほうに説明欄ですけれども、770万円とありますが、これは前年と比べて何か変化があったのかどうか。

もう1点はですね、最終処分場について辰野との関係で、組合としては法律的な見解をど のように持っているかお答え願います。

- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- ○組合事務局長(伊藤祐臣君) 土地の購入費につきましては、昨年が約500万を計上させていただきました。今回770万ということでございますが、時点修正あるいは面積等まだ確定しておりません。大分机上での調査を進める中で面積的なオーバー部分も想定する中での270万ほどの増額という予算の考え方でございます。

法的な考えをどう捉えているかということでございますが、合意という、すみません、合意ではないですけれども、事業を進めるに当たって法的な部分での障害はないわけですが、 やはり地元の意向というものを大切に考えた上で判断をしてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(武井富美男議員) 井上 登議員。
- ○3番(井上 登議員) そうしますと、法律的な問題について、例えば裁判とかそういった

ことは考えていないということでよろしいんですか。

- 〇議長(武井富美男議員) 組合事務局長。
- **〇組合事務局長(伊藤祐臣君)** 裁判等についての考えは今のところございません。
- ○議長(武井富美男議員) そのほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(武井富美男議員) これをもって、質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。 藤森スマエ議員。

○12番(藤森スマエ議員) それでは、平成30年度湖周行政事務組合会計予算について、 反対の立場で討論をいたします。

まず、最終処分場を自前で持つということについては、焼却場を安全・安心に維持管理していくという上でも必要なことでありますし、最終処分場をつくるということには異論はありません。しかし、30年度のこの予算の中の最終処分場施設整備費の1億7,021万2,000円については、現在の湖周事務組合と辰野町との関係から考えてみたときに、この計上は私はふさわしくないというふうに思います。なぜならば、辰野町との話し合いが全く平行線である、一かけらの解決の糸口もつかめていないという現状、この状態にあるということを私はしっかり見ていく必要があると思います。

今までにも二度の予算の執行停止をしてきています。その都度、説明の中では今後理解を、きょうもそうですけれども、深めていく、丁寧な対応をしていく、そしてその努力を重ねていくということで説明をいただいていますが、それ以上のものがないということで、先ほどの質問の中でも明らかになりました。見通しは具体的にないということも、事務局長のほうからもはっきり言われております。とりあえず調査だけはやりたいという、そのかたい意思を伝えたいという部分はあると思うんですけれども、組合側の一方的な予算化によって、辰野町とのこれからの話し合い、それから、これを続けていく上でも、より困難さが生まれてきてしまうということを危惧いたします。辰野町とはある程度いろんな形で友好関係も生まれているわけですので、そういう立場もしっかりと維持をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

それで、先ほどからも論議になっていますけれども、予算執行が難しいといった場合の予算化するということ、この予算編成ということは具体的に法的にいい、法律的には私もわかりませんけれども、執行が非常に難しいという状況の中での予算編成という部分、これは何

回かあったわけですけれども、こういうことについてはやっぱり慎重にやっていかなきゃいけないし、その辺に私は疑問を持っているところです。

今後、辰野町との話し合いが少しでも進み、そして見通しが出てきたというところでの補 正という部分も考えていくべきと、その中での予算化という方向もできると思いますので、 今回この本予算の中にかかわる最終処分場の施設整備費の1億7,021万2,000円の 計上については反対をいたします。

- ○議長(武井富美男議員) そのほかに御発言ありませんか。 近藤一美議員。
- ○4番(近藤一美議員) 4番、近藤一美です。 賛成の立場なんですけれども、議案第4号 平成30年度湖周行政事務組合会計予算について、組合長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案件は総額7億6,434万6,000円のうち、問題になっている最終処分場施設整備費として計上された1億7,021万2,000円についてであります。当予算は湖周行政事務組合が諏訪市板沢に計画している一般廃棄物最終処分場建設のための事前調査費であります。目的は板沢の立地が最終処分場に適しているかどうか環境アセスメントを実施することでございます。安全性を確認するための基本的調査でございます。したがって、この調査は即建設着工を意味するものではありません。着工については、この調査をもとに判断、検討すればよろしいかと思います。

過去、平成28年度、29年度と予算計上しながら、辰野町の竜東4区でつくる板沢地区 最終処分場建設阻止期成同盟会の反対を受け、予算執行を見送ってきました。反対する方々 との話し合い、理解していただくための努力は、今後とも誠心誠意続けることは当然のこと ですが、諏訪市と辰野町の分水嶺の辰野側に立地する板沢地区に建設することは絶対阻止す ると言明されている以上、このままでは30年度も平行線をたどり、予算執行できなくなる おそれがあります。安心・安全な施設を建設するための事前調査ですから、法律的にも何ら 問題がないわけで、反対があっても30年度はぜひとも予算執行を決断、実行していただき、 事前調査に入るべきと考えます。したがって、これらの経緯、状況を鑑みたとき、この予算 案に反対することは理解できません。

以上の観点から、議案第4号について賛成であることを表明し、討論といたします。

○議長(武井富美男議員) そのほかに御発言ありませんか。

今井義信議員。

○2番(今井義信議員) 2番、今井義信です。議案第4号 平成30年度湖周行政事務組合 会計予算につきまして、意見を述べます。

本議案は、関係住民の方の意見が多々ある中、最終処分場施設整備にかかわる経費が計上されています。最終処分場は構成市町住民にとりまして必要な施設であることは明らかであり、ごみ処理は域内処理をすることが大原則です。したがいまして、組合の執行機関は、予算づけされた事項につきましては責任を持って関係住民の理解をいただくよう要望いたしまして、本議案に賛成いたします。

○議長(武井富美男議員) そのほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(武井富美男議員) これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(武井富美男議員) 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

〇議長(武井富美男議員) 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長(今井竜五君) 平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出いたしました平成29年度補正予算、条例改正及び平成30年度 予算につきまして、慎重審議の上、御議決賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

最終処分場整備につきましては、繰り返しとなりますが、周辺・近隣住民に対し、引き続き丁寧な説明を続けていく中で、事業理解を深めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、引き続き事業に御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申 し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(武井富美男議員) これにて、平成30年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 3 時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 武 井 富美男

湖周行政事務組合議会議員 林 元 夫

湖周行政事務組合議会議員 藤森 スマエ